

高崎じまん地場産コーナー運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年12月

1. 目 的

高崎市（以下、「市」という。）が「高崎じまん地場産コーナー運営業務」（以下、「本業務」という。）に関わる契約の相手となる事業者を公募及び選定するにあたり、この要領に基づき公募型プロポーザル方式により優れた提案や実績などを審査したうえで、最も適した事業者を選定するものとする。

2. 委託概要

- (1) 業務名称 高崎じまん地場産コーナー運営業務
- (2) 業務場所 高崎市内一円
- (3) 業務内容 別紙「高崎じまん地場産コーナー運営業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 委託限度額 3,700万円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 事務局

担当課： 高崎市農政部農林課
所在地： 〒370-8501
 群馬県高崎市高松町35-1（市役所庁舎14階）
電 話： 027-321-1317
FAX： 027-321-2334
Mail： nourin@city.takasaki.gunma.jp

4. 参加資格及び制限等

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている者であること。

- ア 高崎市内に本社を有する法人であり、選定後に本業務の実施について高崎じまん運営事業者と事務打合せを行うために、市の要請に応じて速やかに来庁し対応できる体制を整えていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中で無いこと。
- エ 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等で無いこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- カ 地方税および国税のいずれも滞納している者でないこと。
- キ 高崎産農産物販売業務を行っている実績があること。

(2) 参加に係る制限

- ア 本プロポーザルへの参加は、単独の法人に限る。
- イ 参加申請書類及び企画提案書等の提出は、1事業者につき1点に限る。

(3) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加申請書類の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から優先交渉権者の決定日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

5. 選定スケジュール及び手続（予定）

(1) 本プロポーザルにおける事業者の募集は以下のスケジュールに従って行う。

プロポーザル募集開始	令和7年12月25日（木）
参加申請書類の提出期間	令和7年12月25日（木）～令和8年1月9日（金）
現地見学会の実施期間	令和8年1月9日（金）～令和8年1月15日（木）
質問書の提出期間	令和7年12月25日（木）～令和8年1月15日（木）
質問についての回答公表	令和8年1月20日（火）
企画提案書等の提出期間	令和8年1月22日（木）～令和8年1月26日（月）
書類審査の実施 （審査委員会）	令和8年1月下旬
審査結果通知	令和8年2月上旬
高崎じまん運営事業者及び 市との事務打合せ	令和8年2月上旬～随時
契約締結予定	令和8年4月1日（水）

(2) 参加申請書類の提出

提出期間	令和7年12月25日（木）～令和8年1月9日（金）
提出書類	1 参加申請書（様式第1号） 2 登記事項証明書 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 3 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書 税務署発行の「その3の3」様式 4 高崎市税の納税証明書 完納証明書（滞納額がない証明） 5 直近2期分財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書） ※2期目の決算を行っていない場合は、1期目の決算に係る財務諸表のみで可。 本市の令和6・7年度物品役務入札参加資格の認定を受けている者は、上記の2～5を省略できるものとする。 6 法人概要書（様式第2号） 7 誓約書（様式第3号）
提出方法	事務局宛に持参または郵送とすること。 ※提出部数 各1部 ・持参の場合は、午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午か

	ら午後1時までを除く。) ・土曜日、日曜日及び祝日の提出は不可。 ・郵送の場合は、配達記録が残る方法とし、封筒には「プロポーザル参加申請書類在中」と朱書きすること。（提出期限必着） ・FAX、電子メール等の提出は受理しない。
--	---

(3) 現地見学会の実施

受付期間	令和8年1月9日（金）～令和8年1月14日（水）
実施期間	令和8年1月9日（金）～令和8年1月15日（木） 午前10時分から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
実施目的	本プロポーザル参加にあたり、具体的な業務内容等について参加希望者の理解を深め、市の意向に沿った提案書の提出を促すために現地見学会を行うもの。
参加条件	参加申請書類を提出した事業者
集合場所	高崎市八島町46-1 高崎オーパ1階 高崎じまん北側入口
見学場所	高崎じまん地場産コーナー及び事務所
提出書類	参加申込書（様式第4号）
申込方法	事務局宛に電子メールまたはFAXにて申込みすること。 ※送信後は事務局宛に電話にて到着の確認を行うこと。
留意事項	・希望日時に対する日程変更の調整を要する場合がある。 ・現地見学は1事業者1回までとし、1回の見学時間は30分程度とする。 ・現地見学会での質問は受け付けない。 ・駐車場の用意は無いため、参加者の負担により近隣駐車場等を確保すること。 ・現地見学会に参加しない場合も、企画提案書等は提出できる。

(4) 質問及び回答公表

受付期間	令和7年12月25日（木）～令和8年1月15日（木）午後5時まで
提出書類	質問書（様式第5号）
提出方法	事務局宛に電子メールまたはFAXにて提出すること。 ※送信後は事務局宛に電話にて到着の確認を行うこと。 ※電話による質問は受け付けない。
回答日及び回答方法	回答日：令和8年1月20日（火） 回答方法：市ホームページにて質問及び回答を公表する。
備考	質問は、本プロポーザルの内容に限る。

(5) 企画提案書等の提出

受付期間	令和8年1月22日（木）～令和8年1月26日（月） 午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。） ※土曜日、日曜日の提出は不可。
提出書類	・企画提案書（様式第7号） ・見積書（任意書式）
提出方法	事務局宛に持参すること。 ※提出部数 各8部
備考	・企画提案書は、提案項目ごとに日本工業規格A4縦型片面1枚程度とし、本実施要領及び仕様書等を基に具体的かつ簡潔に記載すること。 ・各事業の内訳が分かるよう、積算を記載すること。なお、人件費、輸送費、販売経費、PR経費、独自提案に要する経費は別個に記載すること。 ・消費税は10%で積算すること。

6. 提案内容の評価について

提案内容は、下記の提案項目ごとに様式第7号に記載すること。

提案項目 （基本）	①運営方針
	②地場産コーナー（売場）の構想
	③集客・販売戦略
	④実施体制及び事業計画
	⑤人材確保
	⑥情報セキュリティー・個人情報保護
	⑦事業実績
提案項目 （応用・発展）	①青果の集荷（定期便以外）
	②地場産コーナーへの出荷勧誘、出荷農家の掘り起し
	③SNS等を活用したPR、販売活動
	④出荷者のブランド力向上取組支援
	⑤その他、高崎産農産物のPR、ブランド力向上及び販売促進に関する取組

7. 選定について

(1) 選定方法

市が別に設置する高崎じまん地場産コーナー運營業務委託公募型プロポーザル審査委員会において行う。提案された企画提案書等について評価基準をもとに審査（書類審査）を行い総合的に評価し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

本プロポーザル参加者が1事業者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 本プロポーザルにおいて提出すべき書類について、この要領で示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- ② 本プロポーザルにおいて提出すべき書類に虚偽の内容を記載したとき。
- ③ 4「(1) 参加条件」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- ④ 見積金額が委託限度額を超えたとき。
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

(3) 選定結果及び公表

審査結果は、2月上旬に参加者全員に対して速やかに書面又はメールで通知する。また、通知後は、審査結果を市のホームページに優先交渉権者を公表する。

なお、審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

8. 契約の締結について

- (1) 選定された優先交渉権者と市とが協議し、提案された内容を加味し本業務に係る仕様を確定させたいえで見積書を徴取し、契約を締結する。
- (2) 選定した優先交渉権者と市との間で行う仕様の調整及び契約額について協議が整わなかった場合には、次点交渉権者と協議を行うこととする。
- (3) 契約手続及び契約は、高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号）の定めによる。

9. その他の留意事項

- (1) 提出書類の変更の禁止
 - ・提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (2) 返却等
 - ・提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 目的外使用
 - ・提出された書類は、企画提案者に無断で本募集の目的以外の目的に使用しない。
- (4) 費用負担
 - ・企画提案書の作成、提出等、本プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 著作権・特許権等
 - ・提出書類の内容に含まれる著作権・特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、全て提案した者が負うものとする。
- (6) 情報公開
 - ・提出された企画提案書等は、高崎市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となる。ただし、企画提案の部分については、実際に事業が公になるまでは同条例第7条第2項により行政文書公開請求の公開対象外となる。
- (7) 再委託
 - ・受託者は、本業務の全部を再委託してはならない。

(9) 辞退

- ・参加申請書類提出後に、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

(10) その他

- ・参加者は、参加申請書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ・本プロポーザルは、契約に係る予算が議会で議決され、当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じる。ただし、本業務に係る予算の執行が不可能となった場合は、契約を締結しないことがある。